



Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大廈 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大廈 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖區建設路 1072 号東方廣場 10 樓 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《商務部 外貨審査管理業務の改善に関する通達》
2. 《国家稅務總局 企業所得稅課稅所得額に関する若干問題の公告》
3. 《国家發展改革委員會 外商投資プロジェクト認可及び届出管理弁》
4. 2014年6月より施行の法律法規

主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《商務部 外貨審査管理業務の改善に関する通達》

通達番号:

公布日 : 2014年6月17日

商務部は、2014年6月17日付けで『外資審査管理業務の改善に関する通達』、以下『通達』)を公布しました。

中国の資本金制度改革及び工商登記制度改革に関しては、全国人民代表大會常務委員會が2013年12月28日付けで公布した『改正公司法』により、最低資本金額・資本金の初回出資額・現金出資比率・出資期限等の規定が廃止され、また、國務院が2013年2月19日付けで公布した『一部の行政法規の廃止および修正に関する決定』による『会社登記管理条例』『外資企業法實施細則』等の改正及び『中外合資企業の合弁双方による出資に係る若干規定』等の廃止により、外資企業における最低資本金額・資本金の初回出資額・現金出資比率・出資期限等の規定も一部を除き廃止されておりましたが、実務上の運用に関しては不明確な部分が多く残っておりました。

当該『通達』は、外資企業の設立に関し改正後の上記規定を遵守するように、外資企業の設立審査・認可部門である商務部が各級の主管商務部門に対して求めているものであり、今後は外資企業の設立も上記規定に基づき運用されることが期待されます。

1. 内容

(1) 最低資本金の撤廃(『通達』第2条)

特定業界以外の会社における最低登録資本金の制限が取り消される。

(2) 設立時出資に係る規制の撤廃(『通達』第1条、第3条)

初回出資比率、現物出資比率および出資期限に対する制限が取り消され、会社は定款に登録資本金・出資方法・出資期限等を記載し、投資者は当該定款規定に基づき出資を履行すれば良い。

(3) 資本金払込状況の検査(『通達』第3条、第8条、第9条)

一部制限業種(商業銀行、金融リース会社、外資保険会社等)以外の会社において、登録資本金の払込状況が審査されない。

実際の出資後、会社は『会社法』等の要求に基き投資家に出資証明書を発行し、出資証明書を発行した後、30日以内に公章を捺印した出資証明書の副本写しを所在地の商務主管部門に報告し、合わせて出資内容と関連する証明資料(現金出資の場合は、銀行の入金リスト及び通知書等)を提出しなければならない。

(4) 投資総額(『通達』第5条)

会社の登録資本金および投資総額の比率は、『中外合資経営企業の登録資本金と投資総額の比率に関する暫定規定』およびその他の現行有効規定に合致する必要がある。

(5) 2014年3月1日以前に批准した外商投資事項に係る取扱い(『通達』第4条)

2014年3月以前に批准した外商投資事項について、投資家は引き続き元の契約、定款の約定に基づき出資義務を履行しなければならないが、変更する必要がある場合、投資家は商務主管部門に申請を提出することができる。

なお、『会社登記管理条例』の改正により、払込資本金は工商行政管理局の登記事項ではなくなったものの、今後会社は登録資本金の実際の払込状況について企業信用情報システムを通じて開示が求められる見通しとなっております(企業情報開示条例(公開草案)第11条)。

2. 総括

この度の『通達』の公布により、外資企業の設立に関し、今後は設立時における出資について下記のような柔軟な運用が可能となることが期待されます。

- (1) 会社の経営規模や事業内容等実情に応じて、従来認められていなかった登録資本金により会社を設立する。
- (2) 会社の将来的な資金繰りの観点から、登録資本金を高めに設定し、実際の払込みについては長期(設立後2年長)に設定する。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/201406/20140600637866.shtml>

2. 《国家税務総局 企業所得税課税所得額に関する若干問題の公告》

通達番号:国家税務総局公告 2014年第29号

公布日:2014年5月23日

国家税務総局は、2014年5月23日付けで、『国家税務総局 企業所得税課税所得額に関する若干問題の公告』(国家税務総局公告 2014年第29号)、以下『29号通達』を公布しました。

当該『29号通達』により、企業所得税上の下記点について、取扱いが明確にされております。

主な内容は下記の通りです

1. 政府からの受入資産に係る企業所得税上の取扱い

- (1) 現物出資の場合
受入価額により株主資本として計上する。
- (2) 現物出資以外で、用途が特定されている場合
《専門用途財政性資金に係る企業所得税処理に関する問題についての通知》(財税[2011]70号)の規定にも基づき管理を実施する場合には、企業所得税上免税となる。
- (3) 上記以外の場合

受入価額(受入価額が無い場合には、公正価値)により収益認識をする。

2. 株主からの受入資産に係る企業所得税上の取扱い

- (1) 現物出資の場合
資本金として計上する
- (2) 現物出資以外の場合
公正価値)により収益認識をする。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c729150/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2273/c729131/content.html>

3. 《国家发展改革委员会 外商投資プロジェクト認可及び届出管理弁》

通達番号: 中華人民共和国国家发展改革委员会令第 12 号

公布日 : 2014 年 5 月 17 日

国家发展改革委员会、2014 年 5 月 17 日付けで、『外商投資プロジェクト認可及び届出管理弁』(中華人民共和国国家发展改革委员会令第 12 号)、以下『12 号令』を公布しました。

当該『12 号令』により、『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(中華人民共和国国家发展改革委员会令第 22 号)で規定されていた、奨励類・許可類で 5 億ドル以上、制限類で 1 億ドル以上のプロジェクトに係る國務院許可を要するという規定が削除され、また、『12 号令』が規定するプロジェクト以外の外商投資プロジェクトについては、認可管理から届出管理に変更され、地方政府投資部門に届出を行えばよいこととなります。

主な内容は下記の通りです。

(1) 外商投資プロジェクト認可範囲

投資総額	奨励類		許可類	制限類	
	中国持分に係る要求があるプロジェクト※ 1	それ以外のプロジェクト		不動産プロジェクト	それ以外のプロジェクト
3 億ドル以上	国家发展改革委员会の認可	地方政府投資 主管部門	地方政府投資 主管部門	省級政府の認可	国家发展改革委员会の認可
5000 万ドル以上	地方政府の認可				省級政府の認可
5000 万ドル未満					
※1『外商投資指導目録』において、中国側持分支配・中国側総体持分支配を必要とする奨励類プロジェクト ※『政府認可投資プロジェクト目録(2013 年版)』(国発[2013]47 号)が規定する外商投資プロジェクトは、別途規定する認可機関の認可が必要					

http://www.sdpc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201405/t20140520_612252.html

2014年6月より施行の法律法規

2014年6月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

《商務部 外貨審査管理業務の改善に関する通達》通達番号: 公布日 : 2014年6月17日

主要経済統計

2014年5月主要経済統計

固定資産投資: 153,716.49億元(完成額累計+17.2%)

5月貿易総額: 3,550.24億ドル

第一次産業: 3,296.35億元(完成額累計+20.8%)

輸出総額: 1,954.73億ドル(前年同期比+7.0%)

第二次産業: 64,593.84億元(完成額累計+14.0%)

輸入総額: 1,595.51億ドル(前年同期比-1.6%)

第三次産業: 85,862.30億元(完成額累計+19.5%)

貿易収支: 35.92億ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【上海】

《上海市住宅積立金管理委員会 2014 年上海市における住宅積立金積立基数及び上下限を調整することに関する通知》

通達番号: 沪公積金管理委員会〔2014〕6 号

公布日 : 2014 年 6 月 3 日

上海市住宅積立金管理委員会は、2014 年 6 月 3 日付けで『2014 年上海市における住宅積立金積立基数及び上下限を調整することに関する通達』(沪公積金管理委員会〔2014〕6 号、以下『6 号通達』)を公布しました。

当該『6 号通達』により、2014 年 7 月 1 日以降、上海市における各従業員の住宅積立金積立基数は、各従業員の 2012 年月平均給与から 2013 年月平均給与に変更され、住宅積立金積立額上限は 1,970 元から 2,116 元に、下限が 204 元から 226 元に変更されております(住宅積立金積立比率は、会社個人各 7%で変更無し)。

<http://www.shgjj.com/html/zcfg2014/albpl/jc/69571.html>

<http://www.shgjj.com/html/zyxw/69546.html>

【蘇州】

《2014 年蘇州市における住宅積立金積立基数を調整し、積立単位基礎情報を確認することに関する通達》

通達番号: 苏房金規〔2014〕3 号

公布日 : 2014 年 5 月 26 日

蘇州市住宅積立金管理委員会は、2014 年 6 月付けで『2014 年蘇州市における住宅積立金積立基数を調整し、積立単位基礎情報を確認することに関する通達』(苏房金規〔2014〕3 号、以下『3 号通達』)を公布しました。

当該『3 号通達』により、2014 年 7 月 1 日以降、蘇州市における住宅積立金積立基数は 2013 年月平均給与に変更となり、住宅積立金積立基数上限(蘇州市前年平均給与の 3 倍)は 15,400 元/月から 17,300 元/月に、下限(蘇州市社会保険納付基数下限)が 2,170 元/月から 2,387 元/月に変更されております。

<http://www.szgjj.gov.cn/szgjj/infodetail/?infoId=329e6d14-a534-4c6d-8e3c-550e4ee47c72&categoryNum=003003>

《蘇州工業園區社会保険(住宅積立金)納付比率を調整することに関する通達園、2014 年度蘇州工業園區社会保険(住宅積立金)納付基数に関する通知》

通達番号: 苏园管〔2014〕51 号、苏园劳保〔2014〕15 号

公布日 : 2014 年 6 月 5 日、2014 年 6 月 17 日

蘇州工業園區管理委員会及び蘇州工業園區労働社会保障局は、それぞれ 2014 年 6 月 5 日及び 2014 年 6 月 17 日付けで、『蘇州工業園區社会保険(住宅積立金)納付比率を調整することに関する通達』(苏园管〔2014〕51 号)および、『2014 年度蘇州工業園區社会保険(住宅積立金)納付基数に関する通知』(苏园劳保〔2014〕15 号)を公布しました。

当該『通達』により、2014 年 7 月 1 日以降、蘇州工業園區における社会保険(住宅積立金)納付基数及び納付比率は、下記のように変更されます。

(1) 納付基数

甲類: 上限が 17,300 元、下限が 2,387 元

乙類: 上限が 16,208 元、下限が 2,387 元

(2) 納付比率

甲類: 47%から 46.5%へ修正(個人が 19%から 18.5%へ修正、会社は 28%のまま)

乙類: 31%から 30.5%へ修正(個人が 11%から 10.5%へ修正、会社は 20%のまま)

http://www.sipspf.org.cn/publish/main/434/2014/20140619143157584580225/20140619143157584580225_.html

http://www.sipspf.org.cn/publish/main/434/2014/20140619143511043661104/20140619143511043661104_.html

【深圳】**《非戸籍保有者の住居認可手続きを厳格化》**

広東省深圳市は非戸籍保有者に対する居住認可手続きを厳格化する。人口規模を抑制するのが目的。

同市人民代表大会常務委員会が 6 月 25 日審議した居住証条例に盛り込まれた。

条例案は、合法的で安定した形で住宅に一定期間住み、職業も合法的で安定し、且つ社会保険を一定期間支払っていることを居住認定条件として明記した。

また、居住認可取得者に対する公共サービスを拡大。同居未成年子女に対する義務教育の適用や香港・マカオとの往来通行証の発給を認める方針を示した。

深圳市の戸籍人口は 2013 年末時点で 325 万 5000 人。一方、非戸籍人口は 1505 万 800 人に達しており、全国で外来人口が最も多い都市となっている。このため、国務院の法令弁公室や公安省は、深圳市で居住証制度改革の先行実施を望んでいるとされている。